

第207回宮城県都市計画審議会議事録

第207回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和6年1月31日（水）
午後2時から午後2時50分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室
(We b 併用)

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第205回宮城県都市計画審議会議案の処理について
第206回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（1件）
議案第2396号 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

阿留多伎眞人	尚綱学院大学名誉教授
大崎早苗	宮城県農業士会副会長
内田美穂	東北工業大学工学部教授
玉山直美	弁護士
千葉琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
増田 聡	東北大学大学院経済学研究科教授
吉田 朗	東北芸術工科大学教授
前島明成	農林水産省東北農政局長（代理）
石谷俊史	国土交通省東北運輸局長（代理）
山本 巧	国土交通省東北地方整備局長（代理）
原幸太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊藤康志	宮城県市長会会長（大崎市長）（代理）
齋清志	宮城県町村会会長（大河原町長）
瀬戸健治郎	宮城県議会議員
佐藤仁一	宮城県議会議員
色川晴夫	宮城県町村議会議長会会長（松島町議会議長）

（以上16名、敬称略）

○審議結果

- ・議案第2396号 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開会

○事務局（工藤総括） ただいまから第207回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

（1）会議の成立

○事務局（工藤総括） 議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿を御覧下さい。宮城県議会議員の瀬戸 健治郎（せと・けんじろう）委員です。同じく、宮城県議会議員の佐藤 仁一（さとう・じんいち）委員です。

続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、16名の委員の御出席をいただいております。定足数の十名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

次に、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、3点お願いがございます。Web会議システムで参加されている委員の皆様には、注意事項を記載した資料を送付しておりますので、そちらを御覧ください。1点目、発言者の音声聞き取りやすくなるよう、御発言の時以外は、常にマイクをミュートの状態にしてください。2点目、発言される際は、カメラに向かって挙手いただき、議長が指名するまで、挙手の状態でお待ちください。議長から指名を受けましたら、マイクのミュートを解除し、お名前をおっしゃってから、御発言ください。最後に3点目、各議案の採決に入りましたら、議長の採決の問いかけに対し、ミュートを解除して御異議の有無について御発声ください。御発声の後には再びミュートの状態に戻してください。なお、もし事務局の画面が映らなくなった場合は、復旧するまでそのままお待ちください。

続きまして、本日の配付資料についてですが、Web会議システムで参加されている委員の皆様には、事前に資料を送付させていただいておりますので、そちらを御準備願います。資料は全部で8種類ございます。座席図、委員名簿、議案書、議案書別冊、報告資料、都市計画審議会条例、宮城県都市計画審議会議事運営規則、最後に第206回審議会議事録でございます。

先ほど、傍聴者の方から、この会議の内容について録音の申し出がありました。この場合、傍聴要領の第2条第3項にもとづいて、会長の許可を得た場合に限り、写真撮影、録画、録音しても良いことになっています。会議開始前に会長から写真撮影、録画、録音の許可をいただいておりますので、委員の皆様も御了承ください。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、増田会長、よろしく願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○増田議長 それでは、本日もよろしく願いいたします。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。阿留多伎真人委員と瀬戸健治郎委員をお願いいたします。

2 報告（第205回及び第206回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○増田議長 続きまして、第205回及び第206回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、審議会議案の処理結果について報告いたします。お手元の議案書2ページを御覧ください。

令和5年8月22日の第205回審議会において、審議いただきました5件のうち、処理が未了であった議案第2392号「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から議案第2394号「大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」までの3件、及び令和5年11月22日の第206回審議会において、審議いただきました議案第2395号「大崎広域都市計画区域の変更について」は処理結果に記載のとおり、所定の処理を全て完了しております。以上でございます。

○増田議長 第205回及び第206回の審議事項の処理結果について、委員の皆様から何か御質問はありますでしょうか。特段の御意見は無いようですので、以上で第205回及び第206回の審議会における議案の処理状況の報告について、終わりにしたいと思います。

3 議案審議

○増田議長 続きまして、議案の審議に入ります。本日の議案は、議案第2396号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2396号「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2396号 大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、議案第2396号「大崎広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」について御説明します。「議案書別冊」を御覧ください。1ページをお開きください。大崎広域都市計画区域、栗原市、登米市、色麻町、気仙沼市及び南三陸町からなる県北地区の将来像についてです。豊かな自然環境と地域の原風景、良好な交通条件を背景に将来の人口推移、安全で安心なまちづくりにおける課題を踏まえ、農林水産業の高付加価値化、観光産業への有効活用、ゆとりある空間形成を通じた魅力ある都市環境づくり、集約型都市構造の形成、交通ネットワークの充実などが求められていることから、2ページに記載のとおり、将来像を「地域資源を活かした産業が生まれ、豊かな自然・広大な田園環境と共に暮らせる都市づくり」としております。

3ページをお開きください。「1 都市計画の目標」についてです。「① 目標年次」は概ね20年後の令和22年としております。「② 都市計画区域の範囲、規模」は、大崎市、加美町、涌谷町及び美里町の行政区域の一部である15,926haとしております。また、都市計画区域の概ねの人口は、目標年の令和22年には、115,400人と想定しております。

6 ページをお開きください。資料上段の枠囲みの5点を「都市づくりの基本的な考え方及びキーワード」とし、本区域の将来像を「自然・歴史文化と交流する、県北地区の生活・産業の中心拠点の形成」としております。

15 ページをお開きください。大崎広域都市計画区域における将来の都市構造を示したものです。中核拠点として図の中央の赤色の丸で示した古川地域を、歴史・観光の地域拠点として茶色の丸で示した岩出山地域などを、主要な工業・業務地として青色の丸で示した三本木地域などを、商業機能を補完する地域拠点としてピンク色の丸で示した中新田地域を、集約的に居住する地域拠点として黄色の丸で示した小牛田地域などを、観光・レクリエーション拠点として緑色の丸で示した新世紀公園などをそれぞれ位置づけます。また、これらの拠点を結ぶ高速軸として東北縦貫自動車道などを、圏域軸として国道・主要地方道及び鉄道在来線をそれぞれ位置づけます。土地利用については中核拠点連携ゾーンとして図中央のピンク色で着色した地域を、田園・居住共生ゾーンとしてオレンジ色で着色した地域を、田園環境ゾーンとして黄色で着色した水田地帯や農村集落が共存する地域を、自然環境の保全ゾーンとして緑色で着色した丘陵地の森林などをそれぞれ位置づけます。

16 ページをお開きください。「2 区域区分の決定の有無」についてです。本区域では、今後人口が減少すると予測されること、産業活動の振興に伴い、都市的土地利用が著しく拡大していく可能性は低いことなどから、これまで同様、区域区分を定めませんとします。

17 ページを御覧ください。「3 主要な都市計画の決定の方針」の「(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。本区域は東北縦貫自動車道や東北新幹線などの南北軸と国道47号やJR陸羽東線などの東西軸の交差部に古川地域があります。古川地域の中心市街地においては、商業地の賑わいの維持と活性化に取り組むことにより、中核拠点の形成を図ります。各地域の中心地は、地域における生活や都市活動の中心となる地域拠点の形成を図るとともに、それら各拠点へのネットワークの構築や充実により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図ります。

22 ページをお開きください。「(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」についてです。「① 交通施設」については、各地域からインターチェンジや新幹線駅などへのアクセスを強化し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を図ることとしております。

24 ページをお開きください。「② 下水道及び河川」についてですが、下水道は公共下水道の計画に基づき整備を促進します。河川は市街地内を流れる主要な河川において、都市災害等に対する治水機能の強化と景観機能や親水空間としての役割の維持・充実を図ります。

28 ページをお開きください。「(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」についてです。本区域は、栗駒・船形連峰などの山々、鳴瀬川や化女沼などの水辺空間、田園地帯など地域固有の自然景観・風景を有していることから、豊かな自然環境や広大な農地、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を引き続き維持して参ります。

31 ページをお開きください。「(5) 防災に関する都市計画の決定の方針」についてです。頻発化・激甚化する自然災害による被害を低減し、被災した場合でも早期復興が図られるよう災害に強い安全な都市構造への転換を図ることとしております。

なお、32 ページには、これまで説明して参りました主要な都市計画の決定の方針を示した付図を添付しております。以上で議案第2396号の説明を終わります。縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○増田議長 ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様から、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○千葉委員 15ページの将来の都市構造に関連してですが、商業機能を補完する地域拠点として、中新田地域を挙げておりますが、将来の土地利用の方針になってくると小牛田地域も記載されているようです。その部分の整合性はどのように整理されているのでしょうか。また、鹿島台地域は、集約的に居住する地域拠点と表現されており、高密度な住宅地というイメージで理解をしているが、「主要用途の配置の方針」の19ページ記載の「6）住宅地」では、そのような表現になっていないように見受けられることから、その部分の整合が取れていないように感じられます。何か理由があるならば教えていただきたいです。

○事務局（中嶋都市計画課長） 15ページに表示しております将来の都市構造の中で、各地域を一つの拠点の代表例として、主要なものを記載しておりますが、その中には、重複するような都市構造があると考えております。そのため、それをさらに詳しく18ページ以降で様々な地域の複数の機能を持つものを例示しているということでございます。

○千葉委員 そうしますと、15ページの図面化されたものは、あくまで代表例を記載しているものであるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） そのとおりでございます。

○増田議長 他にいかがでしょうか。

○阿留多伎委員 1つ気になったところがあります。17ページの真ん中下付近で「新たな住宅地を土地区画整理事業等の導入により良好な住宅環境の形成を進める」とあり、27ページにも「低未利用地がある市街地においては、土地区画整理事業・市街地再開発事業や開発行為等の面的整備事業や地区計画による土地利用の規制誘導を進め、計画的な宅地化による土地の有効活用を図る」とありますが、具体的な場所については、イメージがあるのでしょうか。また、もし具体的な場所があるのであれば、図面に何らかの小さな表示があった方が、後々事業化する際にマスタープランで位置づけられているという説明がしやすいのではないかと思います。

○事務局（中嶋都市計画課長） 17ページですが、整備、開発及び保全の方針は、市町村と色々と意見交換をしながら作り上げております。その中で、新たな住宅地として具体的にどこの地区を整備するか、現在、市の内部で検討されているところはないとお聞きしております。整備、開発及び保全の方針につきましては、20年後の将来像を示すということになっており、今後、必要性に応じて、このような誘導をしていくということで記載しているものでございます。

○阿留多伎委員 今のところ、具体的な想定は無いということで理解いたしました。加えて、2点ほ

どあるのですが、1つは9ページにおいて、文章真ん中付近に「公益施設」とあるのですが、ここ
で言っている公益施設とは「電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療等の」となっておりますが、「等」
の部分をもう少し具体的に記載して方がいいのではないかと思います。施設的には医療だけなの
かももう少し、他の施設も含まれるのか、供給処理が強調されているように感じられますが何か理由
があるのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 9ページ注1の公益施設につきましては、今御意見をいただきました
ので、より分かりやすく記載を工夫して参りたいと思います。また、「医療等」については、医
療を特に重点的に、という訳ではございません。どのような記載が良いかについては、会長と相談
しながら検討して参りたいと思います。

○阿留多伎委員 事業にこだわるのであれば、公益事業施設と記載した方が良いでしょうし、一般的
な公益施設という観点であれば、もう少し異なる施設も入っていた方が分かりやすいと思いま
した。
最後にもう一点ですが、31ページの真ん中少し下部分に「公共施設、道路、橋梁、斜面等の」
と記載がありますが、道路は一般的には公共施設に含まれると思うので、ここで道路を公共施設に
含めず特出したのは何か理由があつてのことなのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 31ページの公共施設については、特に公共的な建物について記載
しておりますので、それ以外で道路、橋梁、斜面という書き方をしてございます。記載が少し分か
りにくいという御意見であれば、御相談をさせていただいて修正が必要であれば修正して参りたい
と思います。

○阿留多伎委員 都市計画法上の公共施設というのは、公園や河川等も入ってしまうと思いますので、
少し言葉遣いについては、補足等を行っていただくとより正確になるのではないかと思います。
以上です。

○増田議長 先ほどの公益施設の部分もですが、法律に基づいた公共施設という使い方と、一般的
な言葉とで、少し違いがあり、一般の人には分かりにくいので、補足がいるかもしれませ
ん。公益施設についても、一般的な観点から言えば、学校等も入ってくると思いますが、こ
こでは民間事業として実施している公益事業という観点で書き分けられているように思
いますので、幾分追加の説明を加えていきたいと思います。
他にいかがでしょうか。

○内田委員 24ページと31ページに河川に関する事及び災害対策に関する記述があります。し
ばしば、この地域に関しては、大雨による河川氾濫等の被害を被っていますが、治水や河川氾濫
に対して31ページに、流す施設の整備だけではなく「水田への降雨を一時的に貯留する「田んぼダ
ム」の取り組み等の「ためる」機能」とあります。災害対策や治水に関して、当該地域、主
に大崎市になるかと思いますが、対応施策に関し、話し合いなど、取り組みがどのように進
んでいるか何かありましたならお聞かせください。

○事務局（中嶋都市計画課長） 当該地区は平成27年の関東東北豪雨、令和元年の東日本台風及び令和4年4月の豪雨などで甚大な被害を受けているところでございます。特に河川について様々な被害が発生しております。本県としましては、市町村と共に流域治水という考え方でハードのみならずソフトも含めて様々な方々と対策を進めていくということで近年議論を進めているところでございます。この地域に限ったことではありませんが、ハードだけで被災を防ぐことは難しいと思っておりますので、ソフトや田んぼダムも含めた様々なものを活用して、関係機関と議論をしながら進めていきたいと思っております。

○内田委員 ありがとうございます。

○増田議長 他にいかがでしょうか。個人的に気が付いた点ですが、厚生労働省から国土交通省に上水道の関係・役割が移動しますが、都市計画マスタープランとして、その部分の議論はあるのでしょうか。もし、何かあれば教えてください。

○事務局（中嶋都市計画課長） 国の動きについては我々も情報を得ております。県としてもどのような体制で進めていくか、今後検討することになると思っておりますが、これまで整備、開発及び保全の方針については、水道という概念について中々書き込みは無かったところでございます。水道と下水道はこれまで以上に密接な関係になっていくかと思っておりますので、今後の整備、開発及び保全の方針の改定等の際に一つ一つ検討して参りたいと思っております。

○増田議長 ありがとうございます。他に御意見や御質問等がございますか、特に無いようでしたら、意見が出尽くしたということで、お諮りいたしたいと思っております。議案第2396号について、いくつか語句の修正等の意見はありましたが、それを踏まえて、原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○増田議長 それでは、御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】 議案第2396号：原案のとおり承認する。（賛成16名、反対0名）

○増田議長 以上で本日予定していた審議案件はすべて終了でございます。事務局から他に何かございますか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 次回の都市計画審議会に付議したいと考えております「仙塩広域都市計画区域区分の変更について」について事前の御説明をしたいのですがいかがでしょうか。

○増田議長 次回以降の審議を円滑にするため、事前の説明をするということです。よろしく願います。

○事務局（中嶋都市計画課長） それでは、報告資料により御説明させていただきます。報告資料の1ページを御覧ください。次回の審議会に付議する事項は、図1にあるとおり、「①仙塩広域都市計画区域の変更」、「②仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」及び「③仙塩広域都市計画区域区分の変更」の3つでございます。なお、区域区分の変更につきましては、仙台市が政令市であることから仙台市内は仙台市で決定することとなり、同じ時期の仙台市の都市計画審議会に付議される予定です。今回は仙台市決定分は参考記載のみとさせていただきます。

2ページをお開きください。「②仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきましては、すでにこれまで審議会において事前説明を行って参りました。今回は「③仙塩広域都市計画区域区分の変更」について、編入予定地区を中心に御説明いたします。

3ページをお開きください。区域区分の変更については、告示と共に編入する即時編入とそれ以降に編入を予定する特定保留及び一般保留に区分されます。図3にあるとおり、市街化区域への編入に必要な要件は3点あり、これらすべてを満たす地区を即時編入地区としております。

5ページをお開きください。これまでの審議会でも御説明いたしましたが、整備、開発及び保全の方針では、即時編入地区、特定保留地区及び一般保留地区を赤枠の中のように記載することとしております。必要性や妥当性が明らかになっている即時編入地区と特定保留地区は、地区名や面積などを具体的に示し、妥当性或確実性がまだ低い一般保留地区については、大まかな示し方としております。

6ページをお開きください。「仙塩広域都市計画区域区分の変更」についての総括表です。これまでの審議会でも事前説明しました「仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の基本方針、推計人口及び今回編入を予定する地区の面積を記載しておりますので、こちらにつきましては、後程ご確認いただければと思います。

7ページをお開きください。編入する地区の一覧となります。なお、表の中で参考と記載がございますのが仙台市決定分です。「(1)市街化区域編入予定箇所」については、県決定分は富谷市日渡地区の1地区です。「(2)市街化調整区域編入予定箇所」については、県決定分はございません。「(3)市街化区域編入が保留される箇所」については、県決定分は、名取市の名取中央スマートインター周辺の1地区です。この地区は、現在、関係機関と調整中であり、事業の開始時期が明確ではなく、事業の確実性がまだ低いことから、特定保留地区としております。

8ページを御覧ください。今回の区域区分の変更を予定する地区を示す総括図です。大きな枠で表示しているのは、県決定分です。図面上段、茶色で旗揚げしているのが、即時編入地区である富谷市の日渡地区です。面積は3.5haで工業系の土地利用が予定されております。計画的な市街化が確実であることから即時編入地区としております。図面下段、緑色で旗揚げしているのが、特定保留地区である名取市の名取中央スマートインター周辺地区です。面積は54.1haで住居・工業・商業系の土地利用が予定されております。名取中央スマートインターチェンジに隣接した高い交通利便性を活かし、流通系の土地利用を図る地区として土地区画整理が予定されている地区です。次のページ以降に各地区の拡大図を添付しておりますので、後程、御確認いただければと思います。事前説明は以上でございます。

○増田議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から報告がありました。この報告内容については、今後の都市計画審議会の議案として付議する予定になっておりますので、よろしくお願いたします。あくまで報告ですが、議員の皆様から何か特に確認しておきたい事があれば、よろしくお願いたします。

○吉田委員 一つ確認させてください。今の報告の中で8ページに区域区分の変更予定地区がありまして、県の決定分を大きな枠で囲っているとの説明がありましたけれども、政令市である仙台市の決定分については、本審議会のどこかで議論することはできるのでしょうか。あるいは、これは、仙台市の都市計画審議会の中で完結してしまうものなのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 仙台市決定分につきましては、同じタイミングで仙台市の都市計画審議会に付議すると伺っておりますので、詳しい議論についてはその中で行われることになると思っています。仙塩広域都市計画全体の中でのフレームの議論や土地利用の在り方については、我々が今回の県の審議会の中で御説明いたしますので、そういった部分での議論はあるのではないかとと思いますが、詳細な内容等については、市の都市計画審議会でも議論されるというところでございます。

○増田議長 吉田委員よろしいでしょうか。この内容について、何らかの議論をする場が無いわけでは無いのかもしれませんが、基本的には仙台市の審議の経過を県の都市計画審議会にもフィードバックいただいて確認するということになろうかと思えます。

○吉田委員 8ページ記載の仙台市決定分で泉中央西については、21haとあり、割と大規模な特定保留地区になっております。これについては、恐らく仙塩広域全体を眺めた時に、言い方が難しいですが、郊外化と言えば郊外化を促進するような都市計画の変更ではないかと見えるので、ここはぜひ県としても仙塩広域全体を考える上で少し慎重に進めていただければと思います。

○増田議長 泉中央西という名称に見られるとおり、中央なのか郊外なのかという部分は少し議論があるかもしれませんが。仙台市から少し情報が来るようでしたら、ぜひ県の審議会の方にも御説明を上げていただければと思います。

○千葉委員 8ページの即時編入が計画されている富谷市の日渡地区での編入理由の中で、計画的な市街化が確実というのは、これは編入地区の条件としては、満たす必要がある条件と思いますが、他の地区を見ていると、区画整理事業とか開発行為を編入理由として挙げています。そのような編入理由において、事業の確実性という部分での具体的表現は難しいのか、お聞かせ願いたいです。

○事務局（中嶋都市計画課長） こちらにつきましては、建築行為だけということになりますので、特段、土地区画整理事業を行うとか、そういったものではございません。

○千葉委員 そうすると、ここの地区というのはすでに一帯として開発が終わっている地区と捉えて

よろしいのでしょうか。

○事務局（中嶋都市計画課長） 開発許可は不要であって、建築行為がこれから必要になってくる地区です。

○増田議長 工業系の開発がそれなりに行われると、そこで働く人の収容という問題がまた同時に出てきたりもしますので、即時編入のものについては、そこでどのような対応が為されているかの部分も含めて次回以降に説明をいただければと思います。今回、この事前説明を審議する事が目的ではありませんが、前もって委員の皆様から御質問等が出ておりますので、次回以降の審議の際には、今の件についても、少し丁寧な説明をいただければと思います。

それでは、これで、本日の審議会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（工藤総括） 以上をもちまして、第207回宮城県都市計画審議会を終了いたします。次回の開催日程につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。本日はありがとうございました。

令和6年1月31日（水）午後2時50分 閉会